

## 第4回新潟リハビリテーション研究会プログラム

日時：平成13年5月19日（土）13:00～16:50

場所：新潟ユニゾンプラザ大研修室

13:00～13:45

会場：大研修室

・役員会

14:00～15:00

会場：大研修室

座長：真柄 彰

・講演1（日本リハ学会認定臨床医生涯教育研修会）

### 「顔面神経麻痺の診断とリハビリテーション」

帝京大学医学部リハビリテーション科 栢森 良二

15:00～15:20

会場：大研修室

進行：真柄 彰

・新潟リハビリテーション研究会総会・休憩

15:20～16:20

会場：大研修室

座長：真柄 彰

・講演2（日本リハ学会認定臨床医生涯教育研修会）

### 「補装具交付の最近の傾向と方向性について」

新潟県中央福祉相談センター 佐藤 豊

16:20～16:50

会場：大研修室

座長：真柄 彰

・講演3

### 「新潟県におけるリハビリテーション支援体制の整備について」

新潟県福祉保健部健康対策成人保健係 白杵 公

## 講演

### 講師

栢森 良二 (かやもり りょうじ)

御略歴：

- 1974年 新潟大学医学部卒業  
米国海軍横須賀病院インターン
- 1975年 新潟大学医学部附属病院整形外科研修医
- 1976年 東京都養育院附属病院リハビリテーション科医員
- 1979年 米国テキサス大学サンアントニオ校医学部リハビリテーション科臨床フェロー
- 1980年 米国アイオワ大学医学部神経内科臨床フェロー
- 1981年 新潟県立六日町病院リハビリテーション科医長
- 1989年 帝京大学医学部リハビリテーション科講師
- 1995年 帝京大学医学部リハビリテーション科助教授

佐藤 豊 (さとう ゆたか)

御略歴：

- 1974年 新潟大学医学部卒業  
新潟大学医学部整形外科学教室入局
- 1975年 東京都養育院附属病院リハビリテーション科研修
- 1976年 シカゴリハビリセンター (RIC) 留学
- 1978年 新潟県立はまぐみ小児療育センター
- 1979年 新潟大学医学部附属病院理学療法部
- 1997年 新潟県中央福祉相談センター

臼杵 公 (うすき あきら)

御略歴：

- 1990年 川崎リハビリテーション学院卒業  
新潟県立瀬波病院勤務
- 1995年 新潟県立坂町病院勤務
- 2000年 新潟県立瀬波病院勤務
- 2001年 新潟県健康対策課勤務

## 第4回新潟リハビリテーション研究会 総会

平成13年5月19日 15:00～15:20 進行：真柄 彰

1. 役員会報告
2. 庶務・会計報告
3. 次回の研究会について

## 新潟リハビリテーション研究会会則（H11.4.17 改正）

### 総 則

第1条 本会は新潟リハビリテーション研究会と称する。

### 目 的

第2条 本会は新潟県におけるリハビリテーション医学・医療の研究ならびにその進歩発展に寄与することを目的とする。

### 事 業

第3条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- 1.年に一回以上の学術集会の開催。
- 2.総会の開催。
- 3.その他、第2条の目的を達成するために必要な事業。

### 会 員

第4条 本会会員は以下の通りとする。

- 1.正会員：本会の目的に賛同し、会費を納入した医師とする。
- 2.賛助会員：本会の主旨に賛同し、役員会が認めたものとする。

第5条 会費滞納2年に及ぶ者は退会したものとみなす。

### 役 員

第6条 本会には顧問をおくことができる。

第7条 本会に会長1名、副会長1名、幹事・監事若干名を置き、役員会を構成する。

第8条 会長、副会長は役員会の推薦を経て、総会で承認を受ける。

第9条 本会の目的のために以下の役員をおく。

- 1.会長は本会の業務を総轄し本会を代表する。
- 2.副会長は会長を補佐する。
- 3.幹事は本会の事業の運営にあたる。
- 4.監事は本会の会計及び会務の監査を行なう。
- 5.役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

### 会 計

第10条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

### 付 則

第11条 総会は年1回開催する。役員会は会長が必要と認めた場合、招集する。

第12条 本会則の改正は総会において、その出席者の半数以上の同意を要するものとする。

第13条 本会事務局を下記におく。

〒951-8520新潟市旭町通1 新潟大学医学部附属病院理学療法部

役員会における申し合せ事項

- 1.幹事は原則として本会の発起人があたるが、役員会の承認を経て他に若干名を置くことができる。
- 2.会員の年会費は3000円とする。
- 3.本会則は平成11年4月17日に改訂承認された。